

燕市企業誘致奨励条例の一部改正について

燕市企業誘致奨励条例（平成18年燕市条例第152号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例

燕市企業誘致奨励条例(平成18年燕市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までを次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、市内に工場等を建設する市外事業者に対しての適切な奨励措置を講ずることにより、誘致の促進を図り、もって本市における産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨励対象事業 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの)で掲げる製造業、情報通信業、運輸業、卸売業又はこれらに準ずる作業を行う事業をいう。
- (2) 工場等 奨励対象事業の用に供する工場、倉庫及び事務所をいう。
- (3) 建設 新設又は増設、増築若しくは建替えをいう(市内における工場等の移設及び改造を除く。)
- (4) 投下固定資本総額 工場等の建設に要した費用で地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額をいう。

(指定の対象)

第3条 指定の対象は、次のいずれかに該当する工場等を建設し、本社の所在地が市外である事業者とする。

- (1) 投下固定資本総額 1億円以上
- (2) 新たに雇用する常時使用従業員数 10人以上

2 前項に規定する指定の対象となる事業者は、工場等を建設する地域において公害の発生するおそれのないもの又は当該工場が公害発生の未然防止に

必要な措置を講じているものでなければならない。

(申請及び指定)

第4条 前条の規定に該当する者が指定を受けようとするときは、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められる事業者について指定する。この場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。

第5条中「奨励工場等の指定を受けた者に対し、次に掲げる奨励措置を行うものとする」を「指定を受けた事業者に対し、固定資産税の不均一課税をすることができる」に改め、同条各号を削る。

第6条を次のように改める。

(不均一課税の基準等)

第6条 不均一課税の対象は、燕市企業誘致奨励条例施行規則(平成18年燕市規則第127号)第4条に規定する事業開始報告書により報告した工場等、工場等の用に供する設備及びこれらの敷地である土地に課する固定資産税とする。

2 固定資産税の不均一課税の期間は、建設する工場等での事業を開始する日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降5年度とする。

3 固定資産税の不均一課税の税率は、燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

年度	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.56
第4年度	100分の0.77
第5年度	100分の0.98

第8条中「奨励工場等の指定を受けた者」を「指定を受けた事業者」に改める。

第9条の見出しを「(指定の取消し等)」に改め、同条中「者」を「事業者」に、「を取り消し、又は奨励措置を停止するものとする」を「又は不均一課税を取り消すことができる」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市企業誘致奨励条例の規定は、令和6年4月1日以後に指定を受けた事業者について適用し、同日前に指定を受けた事業者については、なお従前の例による。